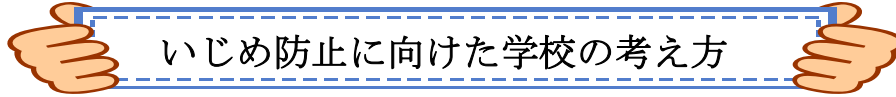


# 港南台第三小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定（令和6年3月31日改定）



## ①いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## ②いじめ防止等に関する基本理念

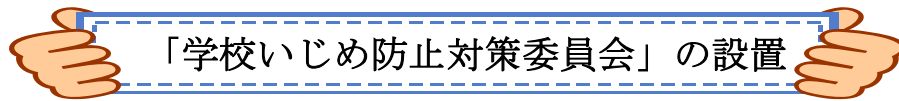
### 《いじめ防止等の対策に関する基本理念》 【横浜市基本方針】

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

港南台第三小学校では

- 互いを認め合える人間関係・学級風土づくり・自己有用感の醸成に努める。
- 学校のスローガン「夢・夢中・共に輝く」の実現をめざす。
  - ・誰もが安心して生活できる学級・学校づくり
  - ・楽しい授業、分かる授業の追求
  - ・授業や学校生活のユニバーサルデザイン化
- 子どもとの信頼関係の構築と、共感できる関係づくりを基に、アンケートや日常の児童の様子から、いじめやいじめの疑いをとらえる。
- いじめの未然防止・解消に向けて学校と保護者、地域、関係機関は「子どもの成長を支えるパートナーである。」という基本認識に立ち、連携・協力を図る。



## 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ①委員会の構成員

学校管理職（校長・副校長）、主幹教諭、教務主任、児童支援専任、養護教諭を主として「いじめ防止対策委員会」を構成する。

必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### ②委員会の運営

○月1回以上「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的を開催する。

○いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

○校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### ③委員会の活動内容

#### ◆いじめの未然防止

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

○学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

#### ◆早期発見・事案対処

○いじめの相談窓口の設置

○いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

○いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

○いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

#### ◆取組の検証

○学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正

○学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施

○学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

## いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### 【学校】

#### ①いじめの未然防止

- 全ての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善
- スポフェスやふれあいコンサート、遠足や泊を伴う行事等の充実
- 人権教育、道徳教育の推進
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

#### ②いじめの早期発見

- 日常の、児童の様子を観察
- いじめの定義理解を含む教職員への研修
- いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- 定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- 定期的な教育相談の実施
- インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- 保護者、地域、関係機関との連携

#### ③いじめに対する措置

- いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- 保護者の協力、警察署等関係機関との連携

#### ④いじめの解消

《いじめ解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

#### ⑤教職員等への研修

- 児童理解研修の充実
- いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実

#### ⑥学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・共同して取り組む。

## ⑦取組の年間計画

月	内容
4月	いじめの定義・児童理解研修の実施
5月	いじめ解決一斉キャンペーン（記名式）の実施と実態把握
6月	YPアセスメントの実施と実態把握 生活実態アンケートの実施と実態把握
7月	横浜子ども会議
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修
12月	教職員・児童を対象に、アンケート （いじめ解決一斉キャンペーン）の無記名方式の実施と実態把握 YPアセスメントの実施と実態把握 人権研修会の開催
3月	年間のふり返し、新年度への引継ぎ
通年	職員会議の「児童理解」で、児童の情報共有と対応についての共通理解 いじめ防止対策委員会

## 重大事態への対処

### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

## いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。